

農地耕作条件改善事業

【令和5年度予算概算決定額 20,043 (24,790) 百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域内農地集積型
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. 高収益作物転換型
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示(ま場の運営、高収益作物への転換に向けた計画作定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。
3. スマート農業導入推進型
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。
4. 病害虫対策型
病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。
5. 水田貯留機能向上型
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。
6. 土地利用調整型
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）

（なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

- 【実施要件】 ① 事業対象地域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等
② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



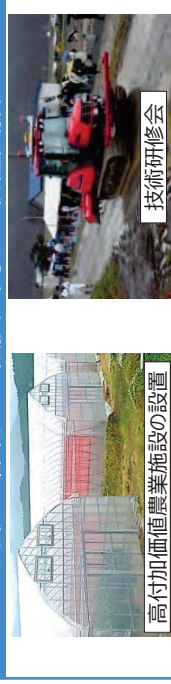
※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

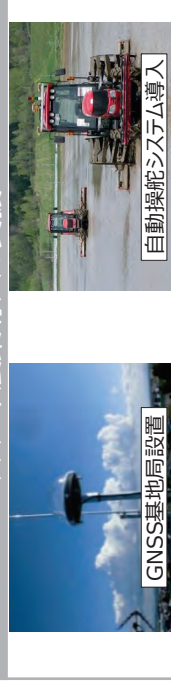
きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上・農業者2者以上・事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）
- ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成	定率助成※2
(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1 (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等	(ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R4年度単価は、区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成	定率助成
(ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー、畑作転換工(堆肥施用、明渠排水)、農地の緩傾斜化 (ソフト) 条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植、改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等	(ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備（盛土、園内道等）、農地の緩傾斜化 (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

- ※4 単年度あたり300～500万円迄を支援
高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熟七トボン（浅層採熟方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援、最大3年間）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等
- ※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等
- ※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等
- ※7 実証展示場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等



農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

(ハード) GNSS基地局の整備 (必須)、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等 (以上定率)



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づき発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

(ハード) 暗渠排水、湧水処理、反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水 (以上定額)、
農業用排水施設整備、暗渠排水、土層改良 (以上定率)、
このほか、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕



土層改良

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】 ・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域

・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水桝の設置 (以上定額)、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等 (単年度当たり300万円迄)、条件改善促進支援 (定率) 等



排水桝と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

(ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等)(定額)、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等

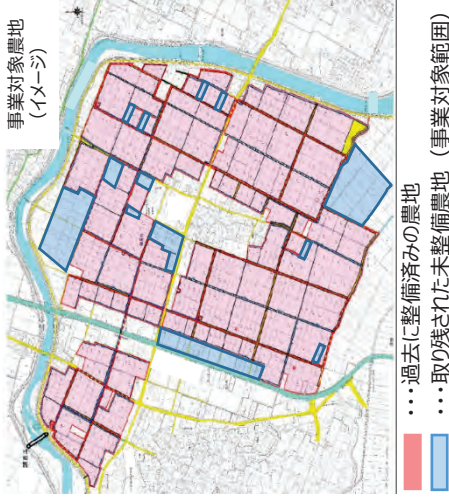


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（3/3）

[農地整備・集約推進費] (①地域内農地集積型・②高収益作物転換型)

- 基盤整備が進んだ地域に取の残された未整備農地は、周囲と比較条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること
- ・以下の①又は②の期間が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
- ・次世代農業発展計画の作成

[高収益作物導入促進費] (②高収益作物転換型)

- 人口の減少や高齢化、食生活の変化等により、主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
- 一方、高収益作物の導入は一般的な水稻農家にとって、ハードルの高いものであるため、**農地耕作条件改善事業の高収益作物転換型において、ハードソフトによる支援を行うとともに、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。

※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%以上50%未満	10.0%
30%以上40%未満	7.5%

[農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費、高収益作物導入推進費を活用する地区のガイドラインの変更]

通常のガイドライン

通常	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※ 標準的な負担割合
北海道、沖縄県、奄美、
離島、中山間地域等については、
別の負担割合を設定。

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和5年度予算概算決定額 28,150 (25,403) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① **機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT化などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスヘア資材の確保**を支援します。
- ② **ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等**を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① **災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策**を支援します。（ため池廃止に伴い下流水路整備が必ずとなる場合の定額助成上限額の引上げ）
- ② **ハード対策を行うための耐震性点検・調査等**を支援します。
- ③ **単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費**を支援します。
- ④ **流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等**を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞

1/2、定額等



国

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

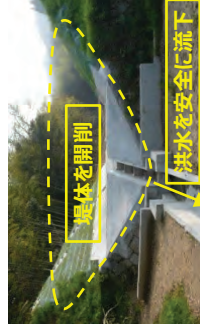
※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

＜事業イメージ＞

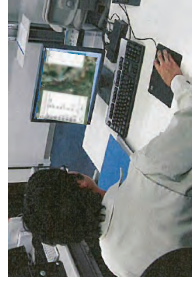
きめ細かな長寿命化対策



機動的な防災減災対策



施設情報整備・共有化対策



ため池の保全・避難対策



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課
 防災課 (03-3502-6246)
 設計課 (03-6744-2210)
 地域整備課 (03-6744-2201) (03-6744-2209)

畑作等促進整備事業

【令和5年度予算概算決定額 2,000（－）百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基礎整備をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基礎整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備**や**区画整理、農道整備**、**水稲から畑作物・園芸作物への作付転換**に必要な**排水改良**や**パイプライン化**等の基礎整備をきめ細かく機動的に支援します。

【附帯事業】作付転換に応じた推進費

【実施区域】 農振農用地

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間5年以内 等

＜事業の流れ＞

1/2、定額 等



国

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基礎整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

畑作等促進整備事業

- 畑作・園芸作物の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：5年以内
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人
事業内容	<p>等</p> <p>等</p> <p>等</p> <p>等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等） <ol style="list-style-type: none"> (1) ハード <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 (2) ソフト <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積・集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当） <ol style="list-style-type: none"> (1) ハード <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 (2) ソフト <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修

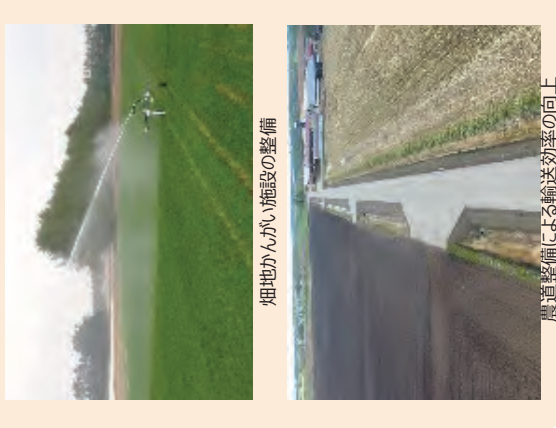
作付転換支援

受益地内の全ての水稲を畑作物・園芸作物に転換した場合※1

- ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
- ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ

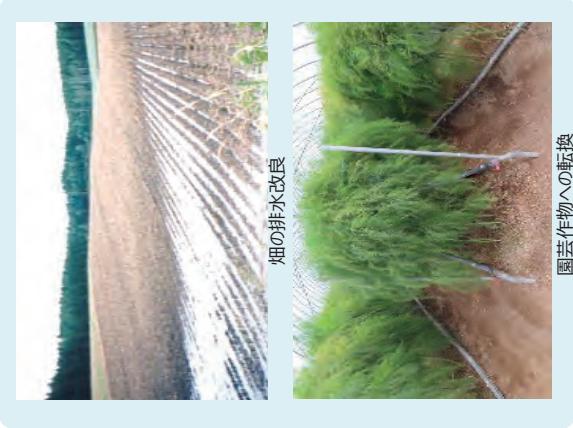
※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針



畑地かんがい施設の整備

農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

園芸作物への転換

日本型直接支払

【令和5年度予算概算決定額 77,402 (77,452) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

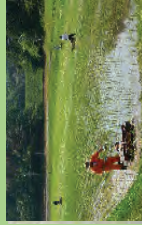
近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑ 多面的機能の高度な発揮

生産方式に着目

環境保全型農業直接支払
2,650 (2,650) 百万円

○ 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

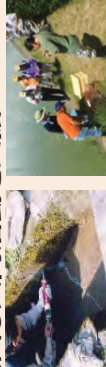
活動内容に着目

多面的機能支払
48,652 (48,702) 百万円

【資源向上支払】

○ 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

○ 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

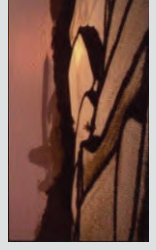
中山間地域等直接支払

26,100 (26,100) 百万円

○ 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）

対象地域に着目



中山間地域
(山口県長門市)

↑ 多面的機能の発揮

多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 48,652 (48,702) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③資源向上支払 (共同) ※1	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③資源向上支払 (共同) ※1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

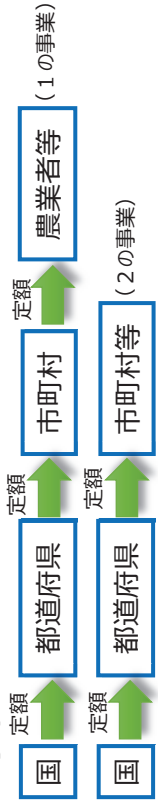
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

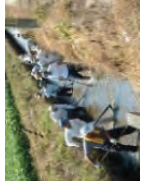
<事業の流れ>



<事業イメージ>

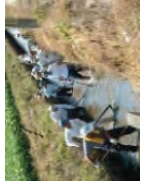
農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	都府県		北海道	
	都府県	北海道	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400	田 400	320
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	畑 240	畑 240	80
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	草地 40	草地 40	20
		田 400	田 400	320

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

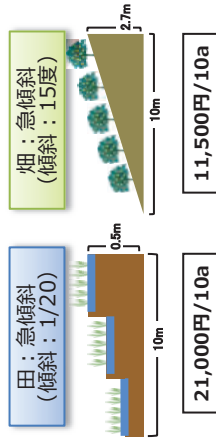
<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円
 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

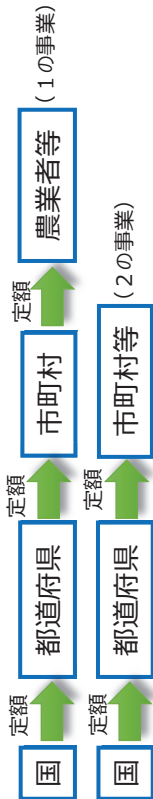
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）



2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円
 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>（超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） <small>（超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	3,000円 (地目にかかわらず)

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

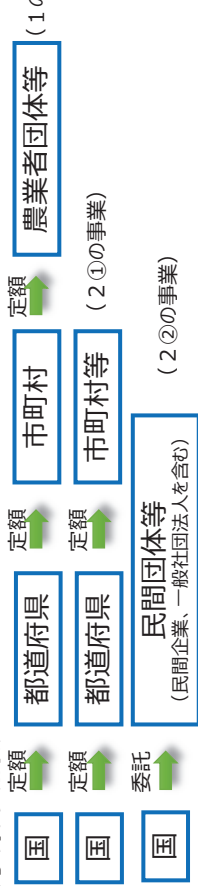
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**

- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援
2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円
- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円
都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
 - ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 （そのうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2} ）に限り、2,000円を加算。 <small>注1）</small> そば等雑穀、飼料作物	12,000
<small>注1）</small> そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用	4,400
カバークロップ	6,000
リビングマルチ （うち、小麦・大麦等）	5,400 (3,200)
草生栽培	5,000
不耕起播種 ^{注3}	3,000
長期中干し	800
秋耕	800

- 注1） 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。
- 注2） 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3） 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機による播種を行う取組です。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援

（交付単価：4,000円/10a）

- * 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- * 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)